

平成28年度 城陽市社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

今日の社会では、少子高齢化の進展や経済的格差の増大により社会的孤立や生活困窮に陥る人々への支援が課題となっています。

一方で、平成23年の東日本大震災をはじめ、全国各地で毎年のように豪雨災害に見舞われる中、改めて住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現が求められているところです。

本会では、平成25年度からの5か年計画である「地域福祉活動計画Ⅳ」の基本理念「あの人の幸せを 私の幸せに」に基づき、住民同士でお互いを思いやり助けあう風土の醸成と活動の再構築を行っていくこととしています。今年度は、計画推進の4年目として、さらに住民と地域福祉関係団体・事業者がより強い絆で結ばれるよう事業展開を図ってまいります。

まず、介護保険制度の改正により、これまで制度内（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）で対応されていたサービスの一部が切り離され、平成29年度には全ての市町村で介護予防・日常生活支援総合事業に移行されるため、それに替わる支援モデルの構築が求められます。その準備の一環として市行政からの受託により新たに「生活支援コーディネーター（仮称）」を配置し、地域住民・団体との協働や、民間サービス・社会資源の発掘・開発などに取り組みます。

さらに、介護予防・日常生活支援総合事業のマネジメントの中核を担う地域包括支援センターにおいては、増え続ける認知症高齢者の在宅生活が継続できるよう連携と企画・調整を担う専門の推進員を配置することをはじめ、センター自体の機能拡充と人員体制の強化により、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

前述のとおり、介護保険等事業では制度が大きく改正されるため、個別の事業においては、経営面でさらに厳しい環境を強いられませんが、利用者への細かなニーズ対応と、より中重度の方を優先したサービス提供体制への見直しを検討してまいります。

一方、平成27年度に市との協定を締結し設置した災害ボランティアセンターの運営に関して、今後は具体的な機材整備や実践的訓練の実施を通して、センター推進協議会を構成する各団体とともに準備を進めていきます。

そして、これら地域福祉活動を推進する基幹的地域組織としての校区社協の基盤を強固にするため、引き続き拠点の設置・居場所づくり・助けあい活動の強化を支援し、住民が住み慣れた地域での生活を続けられる仕組みづくりに努めます。

本会としては、今年度上記のような取り組みを柱とし、福祉・介護人材の確保が非常に厳しい状況ではありますが、職員の体制・資質向上にも努めながら事業展開を図ってまいります。

2. 重点目標

1. 身近な地域のつながりを強めるネットワークづくり(つながる)

(1)校区社協活動と基盤の強化支援

①校区社協拠点づくりの推進

校区社協活動の活性化を図るため、各校区社協の拠点づくりへの支援を通じて計画的な設置を進めます。

②校区别活動計画の策定推進

住民団体・関係機関とともに、よりきめ細かい校区别活動計画の策定に向け、地域実態の把握を進めます。

(2)住民と専門職で創りあげる福祉コミュニティ

③見守り活動の充実

地域における孤立防止と災害等緊急時の支援のために、平常時における見守りやつながりあいを強化するため、校区社協をはじめとした見守り活動を推進する団体への助成と定期的活動の拡充に努めます。

④ふれあいサロンにおける認知症予防に向けた取り組みの推進

地域で行われているふれあいサロン等交流事業において、認知症予防の取り組みを織り交ぜられるよう人材育成に取り組みます。

2. 安心して気軽に集まれる地域の居場所づくり(あつまる)

(3)福祉活動を行う人たちと活動場所の充実

⑤地域内拠点活動の充実

校区社協拠点をはじめとするサロン活動等福祉活動の場所へ専門職が出向き、連携して相談支援活動の充実に努めます。

(4)課題を抱えた人たちが気軽に集まれる場所の発掘と当事者支援

⑥当事者団体等との情報交換の場の設定

当事者の立場に沿った活動や支援の形を考える機会として、情報交換のための懇談会等を実施します。

3. 暮らしの基盤を地域と支える仕組みづくり(ささえる)

(5)公的制度における福祉サービスの充実

⑦生活困窮者支援の推進

生活困窮者支援について、生活福祉資金をはじめとした諸事業の課題整理、及び行政と連携に努めます。

⑧介護保険等契約によるサービスの充実と経営の安定化

平成 27 年度介護保険制度改正により運営上厳しい状況の中、利用者の細かなニーズに対応できるよう介護保険事業である「居宅介護支援事業（ケアプラン作成）」「通所介護（デイサービス）」「訪問介護（ホームヘルプサービス）」及び、障害者総合支援法による「居宅介護（ホームヘルプサービス）」の質的向上を図り、効率的な運営を行います。

⑨老人福祉センターの充実

健康・教養等の各種講座の企画とともに、高齢者が長年培ってきた生活や文化活動の知恵を地域に還元できるよう、また介護予防の新たな取り組みに向けて、運営委員会等で検討します。

(6)制度外の独自事業の充実と社会資源の活用

⑩社会資源情報共有及び事業者連携体制の構築

高齢者や障がい者に優しいお店・サービスの情報を広く共有するシステムの運用を継続します。また、住民・関係機関・事業者等と具体的な連携体制を構築し、地域ぐるみで支え見守りあえる地域づくりを目指す協議の場を設置します。

⑪生活支援・介護予防体制整備事業の推進 新規

生活支援コーディネーターを新たに配置し、要支援者の方々への支援ができるよう、住民及び各種団体・事業者と協議しながら、社会資源の発掘・開発を進めます。

4. 一人ひとりの思いを叶えるなかまづくり(かなえる)

(7)福祉教育・福祉啓発・ボランティア活動の推進

⑫ボランティア活動の活性化とボランティアグループ支援

ボランティア活動者の増員とボランティアグループ組織の基盤強化を支援するため、市民が気軽に活動に触れられる機会として、講座やイベントを開催し、ボランティア活動が身近になるよう取り組みます。

(8)福祉サービス利用支援の充実

⑬地域包括支援センターの充実

市内の在宅介護支援センター等の協力を得て相談窓口の充実や課題の把握に努めるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センター自体の機能と体制を拡充します。また、地域ケア会議の実施方法を見直し、医療との連携や地域

におけるネットワークの構築による問題解決能力を高めます。

⑭福祉サービス利用援助事業の実施

ニーズが増加・複雑化している福祉サービス利用援助事業において日常生活を支える生活支援員の増強・研修の充実を図ります。

5. いつも頼りにされる組織づくり(たよれる)

(9)市社協組織と財政の強化

⑮人材の確保及び職員資質の向上 **新規**

職員に対する研修実施や行動指針の作成、あるいは規程の整備をとおり、職員各個人が法人のよりよい運営について考えられる意識の醸成を図り、帰属意識の高い連携の図れる人材育成に努めます。

⑯情報の公開による透明性の向上

法人の収支状況をはじめとする様々な情報を社協だよりやホームページ、各センターの情報コーナーの活用により、情報公開及び発信を積極的に進めます。

(10)適切な情報管理と緊急時体制の構築

⑰常設型災害ボランティアセンターの運営 **新規**

本会と市行政との間で締結した災害ボランティアセンター運営等に関する協定に基づき、推進協議会とともに機材整備、訓練・研修の実施及び運営マニュアルの見直しを進め、災害時に機能する実践的運営に努めます。

⑱社会福祉法人新会計基準における適正な会計処理

公益性の高い社会福祉法人運営を常に意識し、基準に準拠した会計処理を徹底し、適切な予算執行と財務諸表の作成に努め、法人の公正かつ安定した運営を図ります。